

発議第 2 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

木祖村議会  
議 長 栗 屋 正 一 様

提案議員  
木祖村議会議員 安原 千佳世

簡易水道基盤強化のための令和 9 年度予算確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 日 議 決

木 祖 村 議 会 議 長



## 簡易水道基盤強化のための 令和9年度予算確保を求める意見書（案）

本村の簡易水道事業は、中山間地域を中心とする住民の生活と福祉に必要な不可欠な社会基盤施設として今日に至っており、その普及運営に努めています。

簡易水道の運営は、急速な人口減少、過疎化の進行により水道料金収入の減少、また、地理的条件により、管路の布設・更新効率も悪く、給水経費も割高となり、厳しい事業環境にあります。加えて近年頻発している地震や台風等、自然災害への対応など施設の強化が急務ではありますが、その財源確保も難しく、村財政を窮迫させています。

災害に強い簡易水道を整備し、すべての住民が安全な飲料水を等しく享受するためには、以下の諸課題に適切に対処する施策が必要であり、これこそ国の基本的政策と考えます。

政府におかれましては、このような簡易水道の実態と役割を認識いただき、簡易水道関係予算の確保等につき、特段のご配慮を賜るよう、以下の点について要望します。

### 記

1. 水道（簡易水道）関係予算の必要額の確保
2. 簡易水道等施設整備費の補助制度の拡充
3. 簡易水道の持続的・安定的な運営に向けた支援の拡充強化
4. 簡易水道関係事業債の必要額の確保
5. 簡易水道事業に対する地方財政措置等の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年 月 日  
木祖村議会議長

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長  
参議院議長